



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 百 十 四 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 渡 邊 智 樹
(コード番号 8386 東証第 1 部)
問 合 せ 先 経営企画部長 豊 嶋 正 和
(TEL. 087 - 836 - 2787)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日（平成 26 年 5 月 12 日）開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 145 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

社外取締役として有能な人材を迎えることを容易にするため、社外取締役と当行との間で責任限定契約を締結することを可能とするよう変更案第 32 条（社外取締役の責任限定契約）を新設するものであります。これに伴い、現行定款第 32 条以下の条数を繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 (条文省略) 第 31 条 (新 設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 20 条 (現行どおり) 第 31 条 <u>(社外取締役の責任限定契約)</u> 第 32 条 当銀行は、 <u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に掲げる額の合計額とする。</u>
第 32 条 (条文省略) 第 44 条	第 33 条 (以下条数繰り下げ、条文は現行どおり) 第 45 条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以 上

本件に関するお問い合わせ先：

総務部 総務グループ 赤木 【電話】 087-836-2552
経営企画部 経営企画グループ 津島 【電話】 087-836-2787